

令和元年12月13日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩淵	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	児玉	藤子	君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 12 月 13 日 (金曜日) 午前 10 時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 12 月 13 日から 12 月 18 日まで 6 日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 教育民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 〃 第 5 陳情第 1 号 貝殻塚二地区高性能ポンプ設置に関する陳情について
- 〃 第 6 常任委員の選任について
- 〃 第 7 議長の総務経済常任委員会の辞任について
- 〃 第 8 議会運営委員の選任
- 〃 第 9 議員提案第 2 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 10 議案第 87 号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (提案説明)
- 〃 第 11 議案第 88 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (提案説明)
- 〃 第 12 議案第 89 号 松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について (提案説明)
- 〃 第 13 議案第 90 号 松島町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 14 議案第 91 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 15 議案第 92 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

- 〃 第16 議案第 93号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第17 議案第 94号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第18 議案第 95号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第19 議案第 96号 松島町観光施設条例の全部改正について（提案説明）
- 〃 第20 議案第 97号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第21 議案第 98号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町野外活動センター】
- 〃 第22 議案第 99号 指定管理者の指定について（提案説明）【品井沼農村環境改善センター】
- 〃 第23 議案第100号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島駅前駐輪場】
- 〃 第24 議案第101号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町長松園デイサービスセンター】
- 〃 第25 議案第102号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町健康館デイサービスセンター】
- 〃 第26 議案第103号 指定管理者の指定について（提案説明）【垣ノ内集会場、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】
- 〃 第27 議案第104号 指定管理者の指定について（提案説明）【高城コミュニティセンター】
- 〃 第28 議案第105号 指定管理者の指定について（提案説明）【本郷ふれあいセンター、反町支館】
- 〃 第29 議案第106号 指定管理者の指定について（提案説明）【華園集会場】
- 〃 第30 議案第107号 指定管理者の指定について（提案説明）【左坂支館】
- 〃 第31 議案第108号 指定管理者の指定について（提案説明）【北小泉・下竹谷コミュニティセンター】
- 〃 第32 議案第109号 指定管理者の指定について（提案説明）【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】
- 〃 第33 議案第110号 指定管理者の指定について（提案説明）【蒲サブセンター、大日

向サブセンター、中オサブセンター、萱倉支館】

- 〓 第34 議案第111号 指定管理者の指定について（提案説明）【上竹谷生活センター】
- 〓 第35 議案第112号 指定管理者の指定について（提案説明）【小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター】
- 〓 第36 報告第113号 指定管理者の指定について（提案説明）【根廻支館、後根廻支館】
- 〓 第37 報告第114号 指定管理者の指定について（提案説明）【初原コミュニティセンター、上初原支館】
- 〓 第38 議案第115号 指定管理者の指定について（提案説明）【桜渡戸分館】
- 〓 第39 議案第116号 指定管理者の指定について（提案説明）【三浦墓地】
- 〓 第40 議案第117号 指定管理者の指定について（提案説明）【古浦墓地】
- 〓 第41 議案第118号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島防災センター、三十刈避難所】
- 〓 第42 議案第119号 指定管理者の指定について（提案説明）【帰命院避難所】
- 〓 第43 議案第120号 指定管理者の指定について（提案説明）【白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所】
- 〓 第44 議案第121号 指定管理者の指定について（提案説明）【手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所】
- 〓 第45 議案第122号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）
- 〓 第46 議案第123号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第47 議案第124号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第48 議案第125号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第49 議案第126号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第50 議案第127号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

- 〓 第51 議案第128号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
 - 〓 第52 議案第129号 令和元年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）
 - 〓 第53 議案第130号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）【東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】
 - 〓 第54 議案第131号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託に関する協定】
 - 〓 第55 議案第132号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【磯崎第二雨水ポンプ場の復興事業及び高城浜雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定】
 - 〓 第56 議案第133号 松島町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。 ██████████ さんです。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの6日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの6日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告並びに台風19号の被害状況を含めて挨拶を求められておりますので、それを許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、ありがとうございます。

初めに、令和元年12月11日現在における台風第19号に係る松島町の被害状況等の資料をお手元にお配りさせていただきましたので、変更となった箇所等について後ほど危機管理監より説明させていただきます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定等が11件、指定管理者の指定が24件、令和元

年度補正予算が8件、その他の議案が3件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和元年9月25日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月25日に第3回松島町議会定例会を招集し、10月10日までの会期において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認いただきました。

10月6日には、毎年恒例となっております第43回松島ハーフマラソン大会が開催され、5,200人のランナーが松島町と東松島市のコースを走り抜けました。沿道に集まった観客からは温かい声援が送られ、ゴールしたランナーの皆さんにはかき汁が振る舞われたほか、松島温泉の入浴剤や松島のお土産店とコラボした手拭いなどが配られました。

10月10日から11日にかけて、大型で猛烈な台風第19号への対策会議を開催し、避難所開設に向けた準備やポンプ設置箇所の確認等を行いました。12日の13時には対策会議から災害対策本部に切りかえ、消防団、松島消防署、災害防止協議会、町議会議長等に台風情報や町内の巡回体制の確認を行い、台風接近時以降は町内の被害状況を把握、避難者対応を行い、台風への対策を講じました。

なお、災害対策本部は、災害応急対応がおおむね終了したことから、12月2日に廃止いたしました。

10月24日には第3回松島町議会臨時会を招集し、松島町一般会計補正予算について議案をご審議いただき、ご承認いただきました。

11月2日には、文化観光交流館において文化観光交流まつりが開催されました。大ホールで行われた舞台の部では伝統芸能やダンス、日本舞踊など舞台発表が行われ、日ごろの練習の成果を発揮しておりました。展示の部では、子供たちの力作が展示されたこどもアート広場を初め書道や絵画、手芸品等も展示され、多くの方々が足をとめ、鑑賞しておりました。また、文化観光交流まつりの開会に先立ち、長年にわたる活動等で各分野に貢献された団体と個人の方々に善行者・功労者表彰を行いました。

11月8日には第1回松島町観光審議会を開催し、今年度の観光事業や観光地の現状、来年度当初予算編成に向けて委員の皆様から意見をいただきました。

11月10日には第65回松島芭蕉祭並びに全国俳句大会が開催されました。芭蕉祭では、瑞巖寺の僧侶が読経する厳かな雰囲気の中、芭蕉の法要が営まれ、その後宮城県俳句協会から献句が披露され、ことしで65回目となる本大会には全国から俳句の愛好家が約200人集まりました。

11月11日には、田中復興大臣が来町し、松島海岸の中央広場等を視察しました。観光栈橋付近では、震災の犠牲となった方々を追悼し、海へ向け黙禱をささげ、その後震災の被災被害状況や復興の状況、観光客の入り込み状況などについて説明しました。

11月19日には第4回松島町議会臨時会を招集し、工事契約の締結及び松島町一般会計補正予算等について議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

次に、要望等でございますが、11月1日に、宮城県知事及び宮城県議会議長に対し令和2年度宮城県に対する要望及び台風第19号による災害に関する緊急要望外7件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきますので、本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、本日お配りしている資料、台風第19号に係る松島町被害状況等について、前回からの変更箇所について説明させていただきます。

なお、前回からの変更点につきましては朱書きとなっております。

まず1ページ、1の（1）災害対策本部の開催状況になりますが、先ほど町長より報告を申し上げましたとおり、災害応急対応がおおむね終了したということから、12月2日に災害対策本部を廃止しております。

次に、（5）浸水・冠水面積ですが、町全体としまして782.13ヘクタールとなっております。内訳といたしましては、宅地、道路の浸水、冠水が72.13ヘクタール、農地冠水が710ヘクタールとなっております。

次に、2ページ目、（7）河川の状況となりますが、宮城県管理河川の被害状況として公表されている部分を追記しております。なお、注意書きにもありますが、高城川、田中川の決壊につきましては、堤防天端一部の部分が欠けたものということになっておりまして、堤防堤体が破れたものということではございません。

続きまして、3ページをごらんください。

4の（2）住家被害の件数ですが、床上件数が104件、床下浸水が82件、その他としまして土砂崩れ等によります住宅被害が11件となっております。合計197件となっております。また、

準半壊と一部損壊の件数に変更が生じておりまして、合計が197件ということになっております。

(3) 罹災証明の受け付け件数ですが、12月11日時点で197件となっております、現段階では全て調査済みということになっております。

(4) では災害廃棄物処理としまして、災害廃棄物の発生量を追記しております。生活系の災害廃棄物が430トン、稲わらが1万4,000トン、合わせまして1万4,430トンとなっております。また、災害廃棄物の発生に伴いまして仮置き場を8カ所に設置しておりまして、生活系災害廃棄物につきましては手樽海浜公園のほかに根廻と桜渡戸地内の回収業者所有地に設置しておりまして、3カ所となっております。また、稲わらの仮置き場につきましては、大崎市鹿島台地内の国道346号の二線堤用地に2カ所、竹谷の川頭と蓑輪沢地内に2カ所、さらには磯崎東原のライスセンター敷地に1カ所の合計5カ所となっております。

4ページ、(5) 被害総額になりますが、農林水産施設に園芸施設としましてサンフレッシュ松島のガラス被害1億円の被害報告を受けております。被害総額につきましては27億8,340万円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけを申し上げたいと思います。

1. 出納検査・監査についてであります。10月21日、11月22日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦勞さまでございました。

2. 請願・陳情・意見書等の受理は7件であります。

3. 請願・陳情・意見書等の処理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

4. 国・県に対する要望等については記載のとおりであります。

5. 行政視察であります。11月1日に佐賀県白石町議会総務常任委員会、文教厚生常任委員会が東日本大震災からの復興とまちづくり、議会改革の取り組みについて、11月27日に徳島県美波町議会総務産業建設常任委員会が東日本大震災からの復興とまちづくり、議会改革の取り組みについての調査のため来庁しております。

6. 会議等であります。9月25日、令和元年第3回松島町議会定例会を含め総件数68件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

7. 議会だよりの発行です。12月1日に「まつしま議会だより」第140号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

8. 委員会調査についてであります。11月19日に教育民生常任委員会が高齢者の買い物支援について、町内のREST（レスト）を調査しております。

9. 議員、委員派遣についてであります。11月2日から11月20日にかけて、議会報告会を各地区に出向いて実施いたしました。11月11日には宮城黒川地方町村議会議員研修会が、同じく11日から12日に宮城黒川地方町村議会委員長研修がパレス松洲で、11月25日には宮城県町村議会議長会、町村議会正副議長研修会がホテル法華クラブ仙台で開催され、議員延べ29名を派遣しております。

10. 一般会議であります。10月10日に行政区長との意見交換会を実施しております。なお詳細については記載のとおりでございます。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、9月定例会以降に開催されました一部事務組合議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会であります。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 教育民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、教育民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

教育民生常任委員会から、高齢者支援の推進について並びに特色を持った英語教育の推進についての報告を求めます。澁谷委員長。

○7番（澁谷英夫君） おはようございます。

教育民生常任委員会より、所管事務調査2つ行っておりますのでご報告を申し上げます。

初めに、高齢者支援の推進についてであります。

調査期日・場所は、平成30年12月20日木曜日、301会議室ほか記載のとおりでございます。

出席委員は、教育民生常任委員全員7名でございます。

調査の概要でございます。

全国的に高齢化が進む中、本町においても急激な高齢化に歯どめがかからない。松島町における高齢化率は平成31年3月末時点で37.9%、宮城県内ワースト6位となっております。

当常任委員会では、こういった状況下において高齢者が直面する問題も多いことから、特に問題となっている買い物支援、生きがい支援に焦点を絞り、調査を行うこととしました。

調査としては、本町における現在行われている高齢者支援（買い物支援、生きがい支援）の取り組みについて、聞き取り調査から始まり、町が推し進めている松島元気塾及び地域サロンを訪問し、活動の実態について調査、次に県内外のすぐれた事業施策の現地調査を実施しました。その後に委員会で協議し、調査をまとめることといたしました。

調査の内容でございます。

初めに、町当局への聞き取りを実施しました。買い物支援としては、松島生活支え隊、買い物支援マップを作成、配布しております。生きがい支援としては、運動機能や認知機能の低下を予防し、年を重ねても自立して生活することができるよう松島元気塾を実施、平成29年度は町内9カ所12教室となっております。また、地域介護予防活動支援事業として、地域サロンの立ち上げについても支援を行い、現在では36団体が活動を行っております。

町内の現地視察として2カ所実施しました。松島元気塾、初原にあります。会員13名で週1回開催しております。おおむね65歳以上の介護認定を受けていない方を対象、活動内容は健康チェック、脳トレ、健康体操、手工芸創作など多種多様、町から派遣されている活動援助員の指導のもと、和気あいあいと活動を行っております。地域サロン、松島区三十刈地区にございます。会員12名で週1回開催しております。年を重ね、身体が弱まったり、物忘れが生じても、住みなれた家や地域で暮らしたいという願いを持った人同士が支え合う交流の場となっております。

次に、先進地視察を実施しました。

1つは、岩沼市のお買い物ミニデイ事業でございます。健康と暮らしのアンケート調査から、日常生活の困り事では全圏域で買い物支援が上位に挙げられました。特に地域に店の少ない地域では高齢者本人が買い物に行きにくい環境にあり、高齢者の閉じこもりの原因の1つになっている。そこで、閉じこもり予防と買い物行為を結びつけたサービスとしてお買い物ミニデイ事業がスタートしております。自宅から市内スーパーまでの送迎があり、サポートを受けながら自分で自由に買い物を楽しむほか、スーパー内の1室を借りて簡単な体操やレクリエーションなどを通して利用者同士の交流を図っております。また、高齢者の栄養面を配慮した栄養講話や店内のキッチンスペースを有効利用した利用者参加型の調理実習を行っております。対象者は、要支援1・2及び基本チェックリストで該当した方を地域包括支援センターと連携して抽出、プロポーザル方式で委託事業者を選任しております。

2番目としまして、角田市社会福祉法人臥牛三敬会を視察しました。社会福祉法人臥牛三敬会は、昭和59年に就労支援施設「虹の園」を創設以来、福祉の仕事に携わる法人として、障害者等が当たり前で生活を送ってもらいたいと願い、地域住民の協力のもと、地域に根差したさまざまな事業を展開し、地域貢献に力を注いでおります。同法人では、買い物支援が全国で600万人おり、多くの移動販売事業は採算が厳しく、事業継続が困難であることを新聞記事で知り、移動販売事業「まごころお届け便」を開始することとなった。角田市の協力のもと、経済産業省の補助事業、平成22年地域商業活性化事業に係る補助事業、買い物弱者対策支援事業を申請し採択され、移動販売車を購入しました。販売商品については、施設内パン工房で製造されたパンなどに加え、地元商店から仕入れた惣菜類を販売、地元商店と販売契約を結び、販売価格の20%を手数料としております。また、そのことにより地元商店の売り上げを年間500万円以上押し上げております。販売スタッフは、運転手1名、レジ係1名、施設利用者1名、運転手は人件費削減のためボランティアで参加してもらっております。

3番目としまして、佐賀県佐賀市街なか元気アップ教室を視察しました。生活支援サービスのニーズについてアンケートを実施したところ、外出支援、通院等と買い物支援が上位を占める結果となり、他の自治体の取り組みを参考にし事業導入に至ったものであります。送迎つきの介護予防教室の中で、運動機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能改善の各プログラムを行いながら、買い物活動による機能訓練を実施しております。介護予防教室の場所を町なかに設定したことで、高齢者が自分で買い物できることで元気になり、商店も買い物をしてもらうことで町なかも元気になることを目指しております。副次的効果がある施設での買い物については、平成29年度176万円、参加延べ人数1,278人、平成30年度99万円、参加延べ人数589人となった。事業の実施については、介護予防教室を行っている業者に送迎も含めて委託しております。

町内ですが、松島町のREST株式会社、まんなか屋惣菜デリバリーを視察いたしました。REST株式会社では、買い物弱者対策として令和元年10月9日より冷蔵装置つき移動販売車によるまんなか屋惣菜デリバリーを開始しております。稼働は月曜日から金曜日の5時間程度、町内各地区を週1回の割合で行っております。自社製造のお惣菜30品目、価格は60円の惣菜から650円のお弁当まで販売しております。利用している住民には、自分の力で商品を選ぶことができること、販売員とのおしゃべりが楽しいと好評である。

まとめでございます。

多くの自治体では、生活支援サービスのニーズがどこにあるのか、直接高齢者にアンケート

調査などを行って実態把握に努めております。その結果、どの自治体でも上位に挙げられるのが買い物支援であります。松島町でも同様に、近くに商店などが無い地域に住む高齢者の方々は買い物をすることが大変であるという声は多い。全国的に高齢者の運転免許返納の流れがある中、今後ますます高齢者の買い物支援については深刻な問題となることが予想される。そして、今回視察した岩沼市で行っているお買い物ミニデイ事業や佐賀市が行っている街なか元気アップ教室のように、買い物支援と生きがい支援を組み合わせる事業は本町において大いに参考になると考えられます。

本町は、健康長寿課高齢者支援班が松島元気塾及び地域サロンといった事業を行い、既に生活機能訓練としての成果を上げております。高城地区の松島元気塾を行っている高城避難所は、スーパーも隣接していることから、事業を実施する場所としても好条件であり、高城避難所の活用を考える上からも有効であると思います。条件的には既に整った環境にあると言えます。送迎や、どの地域に住む方々を対象とするかなど問題はありますが、松島町らしい独自の高齢者生活支援スタイルとしてぜひ実施に向けて考えていただきたいと思います。

また、社会福祉法人が運営する障害者施設が行う移動販売事業についても、個人事業者などでは採算面などから事業を継続することが難しく、問題点は多いが、公益の事業者による移動販売事業ならば事業継続が可能と考えられます。幸い、本町には障害者授産施設や民間のまちおこし会社が既にあり、町が調整を行い、社会福祉協議会、商工会、高城町商業振興会などに協力してもらいながら、近くに商店などが無い地域に移動販売を行う事業を支援していくことも有効な施策と考えられます。

そして、新しい動きとして、10月から町内の民間事業者による惣菜の移動販売事業が開始されたことは大変好ましい。長期にわたり持続して事業していただきたいと切に祈るものであります。

町としても、買い物停留所の設置など、移動販売事業と買い物に困っている方々とのマッチングがうまくできるような施策を行うよう望むものであります。これらの事業は、注文したものを持ってきてもらうのと違い、自分で商品を選ぶという行為があり、ふだん閉じこもりがちになる高齢者の生きがい支援につながることから、積極的に取り組まれることを希望いたします。

以上、1点目の高齢者支援についての報告でございます。続けてよろしいでしょうか。

次に、2点目、特色を持った英語教育の推進についてであります。

調査期日・場所は、平成30年12月20日木曜日、301会議室ほか記載のとおりであります。

出席委員は、教育民生常任委員全員でございます。

調査の概要であります。

令和2年度から実施される新学習指導要領ではアクティブラーニングや社会に開かれた教育課程等の視点が盛り込まれる予定で、国内全ての学校がその対策に向け動き始めております。改訂の大きなポイントの1つにグローバル化に対応した英語教育改革が掲げられ、小学校中学年で活動型授業、高学年では教科型授業を実施することで、英語教育の早期化と教科化が示されております。また、中学校や高校においても内容が高度化することとなり、小中高の連携による一貫した目標のもとで英語教育を推進していくことが求められております。

松島町の今年度の施政方針では、外国語科必修の対応に向けて外国語指導助手A L Tを2名体制とし、小中学校での幅広い英語コミュニケーション能力の育成のみならず、保育所、幼稚園も対象に歌やダンスなどの遊びを取り入れた英語教育を進めていくとしております。

当委員会では、令和2年度から実施される外国語必修に向けて本町の取り組み状況はどうなっているのか、そして参考とすべく、先行する県内外の学校を視察研修し、調査を実施いたしました。

調査の内容であります。

まず初めに、現地視察として町内2カ所の学校を視察しました。1つは松島町立松島第一小学校6年2組であります。松島町は、平成30年度から移行期間として小学校3・4年生に対し年間15時間、小学校5・6年生に対しては年間50時間を確保して外国語活動の指導を行っております。指導は、H R T（クラス担任）、A L T（外国語指導助手）、県から派遣された非常勤講師の3人です。学習内容は、英語による挨拶から始まり、見たいスポーツ競技や実際にやってみたいスポーツについて聞いたり答えたりする内容で、リズムカルな気持ちになる活動、話を聞き取る活動、きょう覚えたことを活用したさまざまな学習活動、そしてきょうの学習内容のまとめで終了してございました。学習を行う児童たちは、指導者の発する言葉を一言も聞き逃さないよう真剣に耳を傾けたり、お互いのコミュニケーションを図る場面では臆することなく積極的にチャレンジしてございました。

2つ目は、同じく松島町立松島第一小学校5年1組でございます。指導は3名体制ではあるが、J T E（英語専科教員）が進行し、A L T（外国語指導助手）は発音指導、H R T（クラス担任）は授業補助を行ってございました。当日の授業は、児童同士での英語による挨拶、アルファベットの発音練習、1日の生活を見立てた会話の練習、そしてきょうの学習内容のまとめで終了しました。授業は、教室全体を使用し、児童を飽きさせない工夫が見られまし

た。昨年度より児童たちのコミュニケーション能力の向上が見られましたが、自信を持って発音できるまでもう少し時間がかかる印象でありました。

次に、先進地視察でございます。

1 番目は、白石市の白石市立第一小学校であります。白石市では、英語の学力向上のため、平成28年度から市内の全小中学校と白石高校が連携し、英語力向上に取り組んでおります。小学校3年生から6年生の年間指導計画を作成し、指導改善の研究会や相互の授業視察などを実施している。4名のALT（外国語指導助手）のほかJTE（英語専科教員）、HRT（クラス担任）が役割分担しながら年間70時間（全国的には50時間）の指導を行ってまいりました。また、白石市では、ホワイトスタンダードという独自の計画を立て、公開授業などの小中高連携を図りながら英語力の向上を目指しております。

2 番目に、蔵王町立円田小学校であります。蔵王町では、文部科学省より英語特区の指定を受け、英語教育の充実を図っております。内容としては、小学校全学年を対象とした独自の教育課程「蔵王英語活動」を初め全ての小学校でALT（外国語指導助手）、JTE（英語専科教員）、HRT（クラス担任）の3名体制での充実した指導を行っている。ALT5名、JTE2名にCIR（国際交流員）も加わり、多くの英語活動に触れております。また、イングリッシュシネマと題した英語版の映画を見たり、英会話サマースクールの実施、さらには2020東京オリンピック・パラリンピック参加国のパラオ共和国（英語が母国語）のホストタウンとしての交流も含め、特色を持った英語活動を行ってまいりました。

3 番目に、長崎県大村市であります。大村市は、長崎県教育委員会から平成26年度、27年度に小中学校連携による英語教育充実実践モデル校の指定を受け、他に先行した英語教育を推進しております。大村市内には小学校15校、中学校6校があり、そのうち2つの小学校が教育課程特例校に指定されております。この2つの小学校では、小学校1・2年生が年間35時間、小学校3・4年生が新学習指導要領と同じ年間35時間、小学校5・6年生が年間70時間の時間数で英語授業を実施しております。また、長崎県から派遣されているJTE（英語専科教員）は2名で、それぞれ年間840時間の指導を行ってまいりました。大村市としてはALT（外国語指導助手）を13名採用しており、さまざまな国の出身者で構成されております。任期は1年ごとの契約更新となっており、最長5年まで契約更新ができるようになっております。そのほかには、2名のALTコーディネーターを雇用し、ALTが抱えるさまざまな問題解決に対処してまいりました。市内6つの小学校に放課後子ども教室が開設され、そのうち2つの小学校で英語学習、英会話教室が行われてまいりました。

次に、七ヶ浜町立亦楽小学校であります。七ヶ浜町では、グローバルな人材を育成しようと七ヶ浜グローバルプロジェクトを立ち上げ、その中の主要事業として独自の教育課程、英語コミュニケーションの授業を行っております。文部科学省の特例校指定を受け、全学年で平成29年度から本格実施している「明るく・楽しく・おもしろく」をモットーにした授業を行い、英語を通じたコミュニケーションの育成を目指すだけでなく、地域の人々が授業参観するなど、開かれた学校も目指しております。ALT（外国語指導助手）とHRT（クラス担任）の役割であるが、以前はHRTが進行し、ALTが発音指導と分担していたが、現在は同じ役割を担って指導を行っております。英語や外国文化に興味を持ってもらう取り組みとしては、ALTが発行しているお便りの中でいろいろなことを紹介しておりました。英語が苦手、嫌いな児童をなくす取り組みとしては、ゲームを通じて英語を楽しいものを感じ取ってもらうように工夫をしておりました。幼保への取り組みとしては、ハロウィンなどの行事にALTが出向いて指導、小学校1・2年生に対しては年5回の授業を行っております。

米印についてはご参照いただきたいと思えます。

まとめであります。

調査は、本町の現時点における外国語活動の実態調査から始めたものであるが、基本的には国が推進している新指導要領に向けての移行措置に準じて指導が行われているように考えられる。このことは今回視察研修を行った県内の小学校にも共通しております。読み書き、文法中心だったこれまでの学習方法から大きく変化させ、英語によるコミュニケーションを図り、英語による言い方や表現の仕方になれつつ、進んで聞いたり答えたりすること、すなわち英語に親しむことから進められ、これまでの知識としての英語教育からコミュニケーションツールへの移行と言えます。

他市町の取り組みから、本町にはない指導方法や運営方法を列記してみると次のようになります。

1つ、小中高の連携を視野に入れた英語教育連携推進会議の設立、この会議では年間指導計画の立案、中高における双方向の授業視察の実施や市内共通テストの実施などの計画を立案。

（白石市）

2番目に、小中共通指導内容のホワイトスタイルを作成し、実践。（白石市）

3番目、全ての小学校でALT（外国語指導助手）、JTE（英語専科教員）、HRT（クラス担任）の3名体制での充実した事業を実施。（蔵王町）

4番目、イングリッシュシネマの鑑賞、英会話サマースクール、パラオ共和国とのホストタ

ウンとしての交流。（蔵王町）

5 番目、中学3年生を対象に年1回、英検の検定料を全額補助。（蔵王町）

6 番目、小学校全学年を対象にした独自の教育課程、蔵王英語活動の実施。（蔵王町）

7 番目、ALT（外国語指導助手）コーディネーターを雇用し、ALTが抱えるさまざまな問題に対応。（大村市）

8 番目、放課後子ども教室における英語学習、英会話教室の実施。（大村市）

9 番目、中学校では1年間で教科書を5回学ぶラウンドシステムを導入。（七ヶ浜町）

10番目、七ヶ浜グローバルプロジェクトを立ち上げ、その中の主要事業として独自の教育課程、英語コミュニケーションの授業実施。（七ヶ浜町）

以上が視察を通して委員が感じ取った主な点であります。本町の英語教育に当たり、グローバルな人材育成のためにも参考とすべきところは積極的に導入を図り、松島町として魅力のある特色を持った英語教育を推進されることを望みたい。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第5 陳情第1号 貝殻塚二地区高性能ポンプ設置に関する陳情について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、陳情第1号貝殻塚二地区高性能ポンプ設置に関する陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、令和元年第3回定例会に陳情が提出され、総務経済常任委員会に付託をし継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。高橋幸彦委員長、報告願います。

○12番（高橋幸彦君） 総務経済常任委員会審査（調査報告書）です。

付託案件は陳情第1号貝殻塚二地区高性能ポンプ設置に関する陳情について、調査期日・場所は、令和元年10月14日、貝殻塚二地区排水ポンプ設置現場から記載のとおりでございます。

出席委員は、総務経済常任委員会の各委員、記載のとおりでございます。オブザーバーとして阿部議長にも参加していただきました。

4として、審査、調査の結果ですが、採択すべきものと決せられました。

審査、調査の経過と概要についてです。

令和元年10月4日付で、松島町竹谷字二子屋41-3、森山明寛氏外2名の地域住民から陳情書の提出を受け、同年10月10日の9月定例会本会議において当総務経済常任委員会にその調査が付託されたものであります。

委員会での陳情内容に関して調査を行う前、令和元年10月12日の夜から13日早朝にかけての台風第19号による大雨により地域内（竹谷字黒森沢、同小川添、同鴻ノ谷地）を流れる吉田川水系の小川が増水、道路、水田等が至るところで冠水し、大雨特別警報（警戒レベル5）が発令されました。吉田川には洪水警報が発令され、二子屋で避難判断水位を超える最高水位8.67メートルを記録いたしました。地域住民は避難をし、幸いにも人的被害は免れましたが、地域内の家屋等には床下浸水等の被害が発生いたしました。

このような台風による大雨災害の発生情報を受け、当委員会として緊急に委員を招集し、当該地域の被災状況と排水ポンプの稼働状況、排水作業状況について現地調査を行いました。

排水ポンプの排水能力等について、地域内を流れる吉田川水系の小川の流域面積、排水ポンプの受益面積は47.35ヘクタールで、その内訳は水田が13.7ヘクタール、山林が26.69ヘクタール、ため池が4カ所で0.59ヘクタールとなっております。

台風第19号に伴う本町の総雨量は254ミリメートル、12日夜から13日早朝までの雨量は204ミリ、いずれも町下水道浄化センター計測数値でございます。1時間当たりの降水量の最大値は12日午後11時に47.5ミリを記録しております。なお、瞬間的な雨の強さを1時間当たりの雨量に換算した降雨強度は、10月12日24時、13日1時及び2時に99.5ミリを記録し、非常に激しい雨であったことがうかがえます。

当該排水ポンプの稼働能力について、最大1分間の排水能力、口径200ミリ排水ポンプ3台ですが、それを産業観光課の資料をもとに計算式により求めております。流域面積が47.35ヘクタール、降雨強度が99.5ミリ、地表面の工種別基礎流出係数（道路土工・排水工指針）、田んぼの水面ですが、それが0.8、この式が雨水排水計画における雨水量計算、計画水量イコール360分の1掛ける流出係数0.8掛ける降雨強度99.5掛ける流域面積47.35、イコール10.47ミリ立米、1分間ですね、この地域の1分当たりの降水量がこの数値になります。現状設置のポンプの排水能力は、口径200ミリ1台当たりの排水能力が1分間当たり4立米、3台設置しておりますので12立米となります。1分間に12立米ですので、10.47以上大きいものですから、ポンプの排水能力を上回っております。米印として、排水先となる吉田川、当日の最高

水位は8.67メートルでございました。

次に、まとめでございませう。

今回の陳情書には3項目について具体的な要望が記されております。1. 排水ポンプは高揚程への入れかえ、2. 現状のサニーホースを弦巻管またはサクシヨンホースなどの水抵抗のないものへの変更、3. 水中ポンプは3基設置されているが、3基全て稼働できる発電機の整備。当該排水ポンプ施設に関して、今般の台風災害対応において、陳情書の3つの具体的な要望事項のうち1及び2の事項については改善され、対応が図られております。ただし、安全安心の住民生活確保の観点から、町としての管理体制を確保していく必要があります。特に10月14日に排水作業状況の現地調査を行った際、3台のポンプが設置されてはいたものの、老朽化が原因と見られる発電機的能力低下から実際に稼働していたのは2台にとどまっております。

近年、大規模な大雨などによる自然災害が多発している現状を鑑み、排水ポンプの稼働能力に充足可能な発電機の整備が必要不可欠であり、町として大雨災害時の初動対応とともに災害対策を強化するように望むものであります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦委員長の調査報告が終わりました。

ただいまの報告に対し質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。

委員長報告は採択すべきものであります。

初めに本件に反対の方の発言を許します。討論参加ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、陳情第1号貝殻塚二地区高性能排水ポンプ設置に関する陳情については採択することに決定をされました。（「休憩」の声あり）

休憩の声がありますので、ここで休憩したいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第6 常任委員の選任について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、常任委員の選任についてを議題とします。

常任委員の任期は委員会条例の規定により2年となっており、任期満了となりますので、新たに常任委員を選任します。

お諮りします。委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することとなっております。ここで、事前に皆さんと調整の結果に基づき指名したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。一覧表を配付させます。ちょっとお待ちください。

〔一覧表配付〕

○議長（阿部幸夫君） それでは、指名内容を千葉事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） それでは報告させていただきます。

一覧表に基づきまして報告をいたします。

最初に、総務経済常任委員でございます。議席番号、氏名の順に読み上げます。

3番緑山市朗議員、7番澁谷秀夫議員、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員、14番阿部幸夫議員。

続きまして、教育民生常任委員会の委員でございます。

1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員、10番後藤良郎議員、13番色川晴夫議員。

続いて、広報広聴常任委員会でございます。全議員が委員となるため14名の指名となります。分科会ごとの委員構成を申し上げます。

広報分科会からです。1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員、3番緑山市朗議員、7番澁谷秀夫議員、8番今野 章議員、11番菅野良雄議員、13番色川晴夫議員。

続いて、広聴分科会です。4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員、9番

太齋雅一議員、10番後藤良郎議員、12番高橋幸彦議員、14番阿部幸夫議員。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。常任委員の選任につきましては、ただいま千葉事務局長から報告したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は事務局長が報告したとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、暫時休憩に入りまして、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。なお、議長から使用する場所を指定させていただきます。総務経済常任委員会は302号会議室、教育民生常任委員会は303会議室をご使用ください。その後、広報広聴常任委員会は議員控室で行います。

休憩に入ります。

午前11時16分 休 憩

午前11時24分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

各常任委員会の正副委員長について、千葉事務局長から報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） それでは、各常任委員会の正副委員長について報告がありましたので、私から報告させていただきます。

最初に、総務経済常任委員会です。委員長に3番緑山市朗議員、副委員長に7番澁谷秀夫議員になりました。

それから、続きまして、教育民生常任委員会でございます。委員長に1番杉原 崇議員、副委員長に5番高橋利典議員がなりました。

広報広聴常任委員会です。委員長に5番高橋利典議員、副委員長に2番櫻井 靖議員がなりました。以上、報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 事務局長の報告のとおり各常任委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

日程第7 議長の総務経済常任委員会の辞任について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議長の総務経済常任委員会の辞任についてを議題とします。

本件については議長の一身上に関するものであり、除斥に該当しますので、副議長とここで交代させていただきます。

〔議長 阿部幸夫君 退席〕

○副議長（色川晴夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

お諮りいたします。議長は公平無私立場にあり、議会運営上中立性を保持するという理由において、総務経済常任委員を辞任したいとの申し出があります。本件につきましては、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（色川晴夫君） 異議なしの声があります。異議なしと認めます。よって、議長の総務経済常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。議長と交代いたします。

〔議長 阿部幸夫君 着席〕

日程第8 陳情第1号 議会運営委員の選任

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、慣例に倣い、委員6名のうち総務経済常任委員会並びに教育民生常任委員会から2名ずつ選出し、2名のうち1名は常任委員長、他の2名は政党などを加味して議長が指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。ここで一覧表を配付しますので、お待ちください。

〔一覧表配付〕

○議長（阿部幸夫君） それでは、議長より指名させていただきます。

総務経済常任委員会から3番緑山市朗議員、8番今野 章議員、11番菅野良雄議員、教育民生常任委員会から1番杉原 崇議員、5番高橋利典議員、10番後藤良郎議員、以上の6名を議会運営委員に指名します。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩に入りまして、議会運営委員会を開催し、委員長並びに副委員長を互選願

います。それでは暫時休憩に入ります。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので、千葉事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） それでは報告させていただきます。

議会運営委員会委員長に10番後藤良郎議員、副委員長に5番高橋利典議員。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） ただいま報告のとおり議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

日程第9 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

民間における賃金の引き上げの動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を上回ることになりました。また、特別給についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して民間が公務員を上回ったことから、人事院勧告は国家公務員の月例給、ボーナスともに6年連続で引き上げの勧告となっております。このような社会情勢や10月11日に人事院勧告に伴う給与関係閣僚会議において「特別職の国家公務員についても一般職に準じて取り扱うことが適当」との方針が示されたことを踏まえ、松島町議会議員においても国と同様に期末手当を引き上げるための所要の改正を行うものでございます。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

日程第10 議案第87号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第87号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第87号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、平成29年5月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第87号について説明させていただきます。

初めに、条例に関する説明資料の次のページ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要の資料についてです。

1の地方公務員法の一部改正では、（1）特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と（2）一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が図られたものです。特別職の任用及び臨時的任用の厳格化については、特別職の範囲を専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものに厳格化され、常勤職員の臨時的任用についてはその任用要件を常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されるものであります。（2）一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化として、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定が設けられ、採用方法や任期等が明確化されました。

また、2の地方自治法の一部改正においては、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備されたものです。

今回の条例の制定につきましては、これら関係法律の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、当町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について定めるものです。

条例に関する説明資料1ページをお開きください。

条例第1条から第3条までは、条例の趣旨、文言定義、会計年度任用職員の給与の範囲を規定しております。

2ページにわたりますが、第4条から第19条におきましては、勤務時間が常勤職員と同一で

あるフルタイムの会計年度任用職員の給料、職務の級、号俸、通勤手当や時間外手当、期末手当など各種手当について規定しております。

3 ページにわたりますが、第20条から第31条におきましては、勤務時間が常勤職員より短いパートタイムの会計年度任用職員の給与、各種手当、費用弁償及び旅費について規定するものであり、令和2年4月1日から施行するものです。

また、法律の概要資料の次のページの会計年度任用職員の給与及び費用弁償等についての資料の2、会計年度任用職員の給与等の概要についての表は、これまでの臨時職員と会計年度任用職員、一般職の職員、いわゆる常勤職員における本給、通勤手当や期末手当等の各種手当など待遇面での比較資料となっております。本給においては、これまでの臨時職員では賃金として支給しておりますが、4月以降はフルタイムであれば給料、パートタイムであれば報酬として支給することとなります。通勤手当につきましては、臨時職員では賃金に加算しておりますが、フルタイムでは手当、パートタイムでは費用弁償として支給することとなります。時間外手当などその他の各種手当は、フルタイムでは手当、パートタイムでは報酬として支給することとなり、期末手当につきましては週15時間30分以上の勤務で雇用期間6カ月以上の職員が支給の対象となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第88号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第88号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第88号について説明させていただきます。

一番最後の資料、条例に関する説明資料をごらんください。

まず、今回の改正においては、第1条松島町職員定数条例から最後のページの第9条の松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例まで9つの関係条例について改正するものです。

1ページにお戻りください。

第1条の松島町職員定数条例の改正につきましては、併任についての明確化、それから定数条例から除外される会計年度任用職員の規定なども含め定数から除外される職員を規定しているものです。

第2条松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、報告事項の除外職員としてパートタイム会計年度任用職員を追加するものです。

第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員が懲戒、分限の対象となることに伴い、対象に追加するものです。

第4条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、字句を整備するものです。

第5条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員のパートタイムの職員が減給の適用除外となることを追加するものです。

次のページに行きまして、第6条職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規則で定めることを規定するものです。

第7条の職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、育児休業中のパートタイムの会計年度任用職員を期末手当の対象とならない職員に加えるものです。また、会計年度任用職員を職場に復帰した際の復職時調整の対象にならない職員に加えるものです。その他、地方公務員法の法律番号の削除になります。

第8条職員等の旅費に関する条例につきましては、当該条例の対象となる職員からパートタイム会計年度任用職員を除くものです。こちらにつきましては、先ほど説明しました議案第87号において規定されることから、除くということになります。

第9条、松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額についての規定を

加えるものです。

なお、条例施行は令和2年4月1日となりますが、公務災害補償については施行日以降に発生した事故を対象とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第89号 松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第89号松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第89号松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、予防接種法に規定する予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、松島町予防接種健康被害調査委員会の設置に関し必要な事項を定め、町の附属機関として位置づけるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、議案第89号について説明資料に基づき説明いたします。

第1条は、委員会の設置について定めております。

次のページ、カラーの資料をごらんください。

資料上半分には健康被害救済制度の概要が示されております。また、資料下半分の健康被害救済事務の流れとして、オレンジ色で示す部分に今回条例で設置を規定します予防接種健康被害調査委員会の役割等が示されております。健康被害を受けた町民などから申請があった場合、町は当該委員会を招集し、委員会は調査、資料収集などを行い、町に報告するという役割を担うこととなります。

恐れ入りますが、前のページに戻ります。

第2条以降、委員会が調査、審議する事項、委員会組織や会議等について規定しております。

また、附則では施行の期日を令和2年4月1日からと定めております。

なお、同様の目的でこれまで設置しておりました松島町予防接種事故対策委員会は、令和2年3月31日をもって要綱を廃止し、今回条例で設置する委員会に職名を改め、町の附属機関といたします。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第90号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、会計年度任用職員制度の施行に伴い非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことから、本町の非常勤特別職の見直しを行うものであります。また、あわせて、現に任用していない職等の追加や廃止を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第90号について説明させていただきます。

一番最後の条例に関する説明資料をごらんいただきたいと思います。今回の改正に伴って廃止される職、それから追加される職、会計年度に移行する職については、真ん中の別表のところをごらんいただきたいと思います。

1つ目、制度施行により会計年度任用職員になる職、非常勤特別職から会計年度任用職員に移行する職になりますが、消費生活相談員、それから教育指導専門員、この2つの職が移行になります。それから、2つ目の廃止される職としては、排水機場管理人から予防接種事故対策委員会委員までの5つの職種について廃止される職となります。それから、3つ目の条例または法令に根拠を置き、新たに追加する職として、地域公共交通会議委員からいじめ問題調査委員会委員までの7つの職種が新たに追加となります。それから最後に、非常勤特別

職、会計年度任用職員のどちらにも属さない職種ということで、これまでの行政区長等（副区長、行政委員を含みます）、それから公民館分館長、交通安全指導員、滞納整理指導員、この4つの職種については非常勤特別職、会計年度任用職員のどちらにも属さないということで、私人としての取り扱いとなります。

条例につきましては令和2年4月1日からの施行となります。

ただし、固定資産評価員につきましては令和2年1月1日からの施行となるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第91号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第91号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第91号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和元年11月22日に特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布され、特別職の国家公務員の期末手当が引き上げられたことに鑑み、当町においても期末手当の引き上げを行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第91号について説明させていただきます。

最後から2枚目の条例に関する説明資料をごらんいただきたいと思います。

まず第1条関係ですが、こちらは今年度、令和元年度の対応分になります。

それから、第2条関係、こちらは令和2年度以降の対応になります。

特別職、町長、副町長、教育長の期末手当の率を国と同様に国の改正後の3.40月に引き上げるということです。現行につきましては3.15月となっております、平成28年度以降引き上げを行っておりませんでしたので、今回3.40月に引き上げるということで、0.25月の引き上げとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第92号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第92号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第92号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和元年8月7日の人事院の勧告に鑑み、一般職の職員等に支給する給料及び勤勉手当の引き上げに係る措置について、国の一般職と同様の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第92号について説明させていただきます。

初めに、一番後ろの資料の1ページになります。

これは、令和元年度の人事院勧告を受けての国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要についてです。

まず1つ目の月例給の改定ということで、平成31年4月にさかのぼりまして、民間企業との格差387円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるという内容でございます。平均改定率が0.1%、初任給については大卒1,500円、高卒2,000円の引き上げとなります。

それから、2つ目の特別給、ボーナスの改定につきましては、一般の職員、年間4.45月の現行のものを0.05月分引き上げ、4.50月分とするものです。

その前の資料、条例に関する説明の資料をごらんいただきたいと思います。

先ほどと同様に、第1条関係につきましては令和元年度分の対応になります。既に6月期のものが支給されておりますので、今年度につきましては12月期の勤勉手当で調整するという事で、現行0.925月のものを0.975月で調整し、6月期と12月期の合計の率を4.50月にするというものです。

それから、その下の別表のところ、これは月例給の改定のところですが、初任給、若年層の給与月額引き上げということで、1級から5級の給料表において200円から2,000円の引き上げになっております。

次に、第2条関係、こちらは令和2年度以降の期末勤勉手当の対応の表となっております。こちらについては勤勉手当0.95月、12月も0.95月ということで均等に割り振りしております。

それから、第20条については、会計年度任用職員の給与の支給について、条例で定める旨の規定を新たに設けております。

それから、第22条関係は、第20条の規定の改正の関係上、同条を準用していた本項を削るということでございます。

それから、条例については公布の日から施行し、第2条は次年度以降の対応になりますので、令和2年4月1日からの施行となります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第16 議案第93号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第93号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第93号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、特殊勤務手当のうち税務事務に従事する職員に支給されている税務手当について、現在では著しく特殊な業務ではない等の社会環境の変化や他自治体の状況を踏まえ、廃止するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 議案第93号について説明させていただきます。

一番最後の条例に関する説明資料になりますが、税務手当につきましては町税及び国民健康保険税の賦課徴収などの税務事務に従事する職員に支給される手当となっております。これにつきましては、現在県内35市町村中、松島町も含め6自治体のみでの支給となっております。現在は税務手当の支給を受けている職員につきましては12名となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第94号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第94号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第94号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

第15条第3項において、まず①になります。市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合は支払いを猶予することができるほか、災害援護資金の貸し付けを受けた者が破産手続開始の決定もしくは再生手続開始の決定を受けたときは、死亡、精神もしくは身体に著しい障害を受けたときと同様に償還免除をすることができることとされました。

次に、②として、支払い猶予等を判断するため、借り受け人または保証人の収入、資産などの状況について報告を求めることができ、また官公署から資料の提出などを求めることがで

きることとされました。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第95号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第95号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第95号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、障害者総合支援法では障害種別にかかわらない福祉サービスの一元的な提供が図られていることから、松島町の心身障害者医療費の助成制度の対象についても精神障害者を新たに加えるため行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、題名を「松島町心身障害者医療費の助成に関する条例」から「松島町障害者医療費の助成に関する条例」へ改めます。

次に、第1条では、医療費の一部を助成する対象者に知的・身体障害者のほか精神障害者を新たに加えるため、同条中「心身障害者」を「障害者」に改めます。

なお、第2条第2項、第3条第1項及び同条第2項も同様に改めております。

次に、第2条第1項第2号では、医療費の一部を助成する対象者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害等級が1級に該当するものを新たに加えております。

附則第1項では、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第96号 松島町観光施設条例の全部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、松島町の観光施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めた松島町観光施設条例について、施設の設置の目的を効果的に達成するために、指定管理者制度の導入及び施設管理の明確化並びに料金の見直しを行い、条例の趣旨である松島町の歴史、文化の発展及び観光の振興により寄与するため行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島町観光施設条例の全部改正について説明させていただきます。議案書一番最後の条例に関する説明資料1ページをお願いいたします。

第1条につきましては、条例の趣旨を定め、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、観光施設の設置及び管理に関し必要事項を定める文言の整理をしております。

第2条につきましては、観光施設の名称及び位置を定めたものであり、観瀾亭について、観瀾亭と松島博物館の間に「・（中黒点）」で区切りを入れ、地番を「56番地」から「56番地1」に改めております。地番につきましては明月庵の条例と一致しており、観瀾亭及び明月庵のある地内は一筆であることから、今回改めるものとなっております。

第3条及び第4条は、指定管理者制度の導入に係る条項を新規で定めたものであります。

第5条につきましては、観光施設の使用料を定めたものであり、文言を整理しております。

なお、使用料につきましては、条例中条文第5条関係として別表に記載しておりますが、観瀾亭・松島博物館と福浦橋の区分をあわせ、観瀾亭の「高校生・大学生」を「一般・高校生以上」とし、50円または100円引き上げております。

第6条につきましては、指定管理者が観光施設に係る利用料金の収受ができるよう新規で定めたものであります。

第7条につきましては、観光施設の利用時間を新規で定めたものであり、これまでは規則において定めておりましたが、条例において使用時間を午前9時から午後5時までと定め、定

めた時間以外の使用は町長の承認を得て変更できるとしております。また、今までは季節により利用時間を変動させて定めておりましたが、一律とし、明月庵の利用時間と合わせた利用時間としております。

第8条につきましては、観光施設の休業日を新規で定めたものであり、これまでは休業日の定めが条例及び規則でも定めがなく、今回休業できることを定め、あわせて指定管理者において休業日を特別な理由がある場合に町長の承認を得て設けることができるとしております。

第9条につきましては、観光施設内における行為の制限及び許可に関する事項を定めたものであります。業としての写真、映画または番組の収録等については、あらかじめ町長の許可を受けなければならないことを新規で定めたものであります。

2ページをお願いいたします。

第10条につきましては観光施設内における行為の禁止を定めたものであり、第11条は使用料の減免について定めたものであります。

第12条につきましては、利用者が観光施設もしくは設備を損壊等した場合の損害賠償について新規で定めたものであります。

第13条では規則への委任について定めたものであります。

附則につきましては、本条例の施行は令和2年4月1日からとし、指定管理者の指定に必要な手続は施行前に行うことができることについて定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第97号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第97号松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、勤労青少年ホームの利用実態に合わせて、運営委員会の廃止、ITルームの用途変更及び町外利用者の使用料の見直し等について行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について説明させていただきます。議案書一番最後の条例に関する説明資料をお願いいたします。

第5条及び第6条につきましては、施設の利用時間、休館日を変更する場合の規定を追加するものであります。

第7条から第14条につきましては、指定管理者に運営管理をさせる場合の読みかえ規定などの文言を整理するものであります。

第15条につきましては、規定しておりました運営委員会について、現在の利用者の実態に合わせ、現行の勤労者を中心とした運営委員会については廃止し、事務委任しております教育委員会の会議や社会教育委員会等の会議において今後の運用について協議していくことにするものであります。

なお、運営委員会の条項を削除したことに伴い、第16条、第17条が繰り上がるものであります。

別表につきましては、「別表第1」を「別表」とし、別表第2を削除しております。削除した別表第2のITルームは、利用者の減少に合わせ、1階に集会や研修できる部屋が欲しいといった利用者の要望に合わせた運用にするため、研修室として活用を図るものであります。

なお、勤労青少年ホームに町外利用者の使用料の規定がなかったため、ほかの施設との整合性を図り、町外利用者を2倍とする規定を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第98号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町野外活動センター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第98号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第98号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を公募したところ1

団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 議案第98号についてご説明申し上げます。資料をごらんください。

松島町野外活動センターの指定管理者として指定しようとする団体である特定非営利活動法人ウイザスにつきましては、平成18年度からセンター同地やキャンプ場などの野外活動施設を指定管理者として管理運営してきているNPO法人であります。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第99号 指定管理者の指定について（提案説明）【品井沼農村環境改善センター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第99号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

品井沼農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を公募したところ1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人松の実福社会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 品井沼農村環境改善センターの指定管理者の指定について説明

させていただきます。

社会福祉法人松の実福祉会につきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運用している社会福祉法人でございます。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第100号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島駅前駐輪場】

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第100号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町自転車等駐車場条例に基づき、指定管理者を公募したところ1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、松島駅前駐輪場の指定管理者の指定について説明いたします。

特定非営利活動法人ウイザスにつきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運用してきているNPO法人であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第101号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町長松園デイサービスセンター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第24、議案第101号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第101号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町長松園デイサービスセンターの指定管理者の指定について、社会福祉法人千賀の浦福祉会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、指定管理の概要について説明いたします。

長松園デイサービスセンターは、保健福祉センターと併設し、また同じ法人が運営する特養長松苑や松島ケアハウスと隣接する施設です。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

指定管理料は、介護保険制度上のサービス利用料を事業者の収入としていることから、設定しておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第102号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町健康館デイサービスセンター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第25、議案第102号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第102号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町健康館デイサービスセンターの指定管理者の指定について、社会福祉法人松島町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 指定管理の概要について説明いたします。

健康館デイサービスセンターは、地域密着型の事業所として近隣住民との交流を積極的に行い、地域に親しまれた施設となっております。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

指定管理料は、長松園デイサービスセンターと同様、サービス利用料を事業者の収入としていることから、設定しておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第103号 指定管理者の指定について（提案説明）【垣ノ内集会场、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】

日程第27 議案第104号 指定管理者の指定について（提案説明）【高城コミュニティセンター】

日程第28 議案第105号 指定管理者の指定について（提案説明）【本郷ふれあいセンター、反町支館】

日程第29 議案第106号 指定管理者の指定について（提案説明）【華園集会场】

日程第30 議案第107号 指定管理者の指定について（提案説明）【左坂支館】

日程第31 議案第108号 指定管理者の指定について（提案説明）【北小泉・下竹谷コミュニティセンター】

日程第32 議案第109号 指定管理者の指定について（提案説明）【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】

日程第33 議案第110号 指定管理者の指定について（提案説明）【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中才サブセンター、萱倉支館】

日程第34 議案第111号 指定管理者の指定について（提案説明）【上竹谷生活センター】

日程第35 議案第112号 指定管理者の指定について（提案説明）【小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター】

日程第36 議案第113号 指定管理者の指定について（提案説明）【根廻支館、後根廻支館】

日程第37 議案第114号 指定管理者の指定について（提案説明）【初原コミュニティセンター、上初原支館】

日程第38 議案第115号 指定管理者の指定について（提案説明）【桜渡戸分館】

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第26、議案第103号から日程第38、議案第115号までは、集会施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がございますので一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。なお、議案の朗読については省略します。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第103号から日程第38、議案第115号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第103号から議案第115号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

26の集会施設に関しまして、地元行政区等の13団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 議案第103号から第115号までについて説明させていただきます。

指定管理につきまして、今回26の集会施設について、松島区等の12行政区及び北小泉・下竹谷地区モデルコミュニティ推進協議会を指定管理者として指定しようとするものです。

指定管理期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となっております。

なお、今回の指定管理においては、これまで手樽地区において古浦集会所を含めておりましたが、今回は町管理として管理していくこととしております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上で議案第103号から議案第115号までの提案理由の説明が終わりまし

た。

日程第39 議案第116号 指定管理者の指定について（提案説明）【三浦墓地】

日程第40 議案第117号 指定管理者の指定について（提案説明）【古浦墓地】

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第39、議案第116号及び日程第40、議案第117号は、町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がございますので一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。なお、この議案の朗読については省略いたします。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第39、議案第116号及び日程第40、議案第117号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第116号及び議案第117号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

三浦墓地及び古浦墓地に関しまして、各墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 議案第116号三浦墓地及び議案第117号古浦墓地の指定管理を各それぞれの三浦墓地管理組合、古浦墓地管理組合に指定しようとするものです。

指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものです。

それから、指定管理料につきましては、指定管理料はなく、それぞれの墓地の1区画当たり1,500円の利用者からの収入分をもって管理運営する内容となっております。

三浦墓地につきましては117区画中117区画の利用、それから古浦墓地につきましては52区画中51区画の利用となります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上で議案第116号及び議案第117号の提案理由の説明が終わりました。

日程第41 議案第118号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島防災センター、三十刈避難所】

日程第42 議案第119号 指定管理者の指定について（提案説明）【帰命院避難所】

日程第43 議案第120号 指定管理者の指定について（提案説明）【白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所】

日程第44 議案第121号 指定管理者の指定について（提案説明）【手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所】

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第41、議案第118号から日程第44、議案第121号までは、避難施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がございますので一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。なお、議案の朗読については省略いたします。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第41、議案第118号から日程第44、議案第121号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第118号から議案第121号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

10の避難施設に関しまして、地元行政区の4団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、議案第118号から第121号について説明させていただきます。

今回の指定管理につきましては、避難施設の指定管理期間が今年度末で終了いたしますことから、松島区、本郷区、磯崎区、手樽区の4区計10施設の管理について申請されたものでございます。

指定管理の期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものであります。

収支計画等につきましては、支出額が施設の設備等に応じました維持管理経費相当分を計上されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 以上で議案第118号から議案第121号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第45 議案第122号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第45、議案第122号令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第122号令和元年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、人事院勧告に鑑みた議員期末手当等を補正するものであります。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、依願退職による職員1名分の人件費精査による減額及び人事院勧告に鑑みた特別職の期末手当等を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

15目地上デジタル放送無線共聴施設管理費につきましては、宮城県が実施する松島公園津波防災緑地整備事業に伴い、町が設置している地上デジタル放送ケーブルについて移設依頼があったことにより補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、令和元年11月19日付で第25回配分可能額通知のありました事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

19目ふるさと納税費につきましては、ふるさと寄附金収入見込みの増に伴い、事業経費及び基金積立金について補正するものであります。

9ページから10ページにわたります。

4項5目松島町長選挙につきましては、選挙執行経費の確定に伴い減額するものであります。

11ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費について精査し、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の今年度の実績見込みによる扶助費の増額及び平成30年度障害児相談支援給付費の確定に伴う国への返還金について補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、宅配夕食サービス利用者増に伴う委託料及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費について精査し、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

12ページにわたります。

3目保育所費につきましては、育児休業2名分の人件費精査等による減額及び幼児教育・保育の無償化制度移行に対応する事務費並びに入所児童増に対応するための保育士派遣業務委託料を補正するものであります。

5目子ども医療対策費につきましては、今年度の実績見込みにより扶助費を補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付制度の創設に伴い、給付費について補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、予防接種法施行令の一部改正により第5期定期接種が追加されたことに伴い、39歳から57歳の男性を対象に風疹抗体検査及び予防接種を実施するための経費について補正するものであります。

13ページ、6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、復興庁との協議が整った農道舗装補修事業経費について補正するものであります。

15ページをお開き願います。

8款土木費2項2目道路維持費及び3目道路新設改良費につきましては、復興庁との協議が整った町道舗装補修事業並びに避難道路2路線の整備事業経費について補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の人件費及び消費税確定申告に

伴う消費税額について精査し、下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

16ページにわたります。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、人事院勧告に鑑みた特別職の期末手当等を補正するものであります。

2項1目小学校管理費につきましては、来年度第一小学校に特別支援学級を1クラス増設することになり、受け入れ準備のため備品購入費について補正するものであります。

17ページ、6項1目幼稚園費につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付制度の創設に伴う給付費の補正及び私立幼稚園就園奨励費補助事業の廃上に伴い、補助金を減額するものであります。

18ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項1目農地災害復旧費及び2目農業用施設災害復旧費につきましては、台風第19号で被害のあった農地並びに農業用施設の災害復旧工事費用について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和元年10月30日付交付額決定通知に伴い補正するものであります。

12款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、保育料の震災被災者減免及び歳出でご説明しました農道・町道舗装補修事業並びに避難道路整備事業に対するものであります。

14款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、保育所保育料の震災被災者減免額の確定により減額するものであります。

4ページにわたります。

16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費及び保育所、幼稚園の施設等利用給付費負担金に対するものであります。

2項3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました風疹予防接種業務委託料に対するものであります。

6目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました私立幼稚園就園奨励費補助事業の廃上に伴うものであります。

7目東日本大震災復興交付金につきましては、第25回配分可能額通知に伴い補正するものであります。

17款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費及び後期高齢者医療特別会計繰出金並びに保育所、幼稚園の施設等利用給付費負担金に対するものであります。

5ページ、2項2目民生費県補助金につきましては、保育料の震災被災者減免及び歳出でご説明しました幼児教育・保育の無償化に対応する事務費並びに子ども医療費助成に対するものであります。

18款財産収入2項1目不動産売払収入につきましては、普通財産である町有地3筆について土地売払収入を補正するものであります。

19款寄附金1項1目一般寄附金のふるさと寄附金につきましては、寄附金が当初見込みよりも増となったことにより補正するものであります。

20款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成30年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

6ページをお開き願います。

2項6目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました農道・町道舗装補修事業及び避難道路整備事業に対するものであります。

22款諸収入5項2目雑入につきましては、過年度療養給付費の確定に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の精算金及び平成30年度児童手当交付金の額の確定に伴う追加交付金を補正するものであり、また歳出でご説明しました宅配夕食サービス事業、地上デジタル放送ケーブル移設事業に対する財源について補正するものであります。

23款町債1項7目災害復旧債につきましては、歳出でご説明しました台風第19号災害復旧事業に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、19ページから20ページに記載しております品井沼農村環境改善センター指定管理業務外13事業について、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、東日本大震災復興交付金につきましてご説明いたします。恐れ入ります、補正予算事項別明細書4ページ、歳入予算説明資料1ページをお開き願います。

16款2項7目、東日本大震災復興交付金につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、復興交付金第25回申請において採択され、事業費の配分を受けました松島地区ほか下水道事業及び松島町道路路面補修事業に係る交付金3億7,726万3,000円を補正するものでございます。

歳入予算説明資料の1枚目をお開き願います。

まず初めに、No.1松島地区ほか下水道事業でございますが、高城地区の町排水区雨水ポンプ場施設整備事業に伴う令和2年度事業分に係る交付金の配分を受けたものでございます。事業といたしましては、既に工事施工を行っており、今回の配分は債務負担の年度割に基づく配分となっております。

なお、事業箇所につきましては、資料の2ページに箇所図を添付しております。

資料の1ページにお戻りいただきまして、No.2松島町道路路面補修事業につきましてご説明いたします。

この道路路面補修事業は、復興事業におきまして、内陸部の土取り場から沿岸部の復興事業を行う施工場所へと資材を運搬するため大型工事車両が通行したことに伴い、アスファルト舗装が損壊し、生活道路としての使用に支障を来している状況であることから、これまで部分的に補修を行ってまいりました。道路の全面補修につきましては多額の費用が必要となることから、これまで復興庁に対しまして復興事業としての採択の要望を重ねてきたところでございます。今回、復興交付金の申請が認められ、交付金の配分を受けたところでございます。

資料の3ページをお開き願います。

事業路線は合計2路線でございます。総延長といたしましては2,730メートルを計画しております。なお、工事につきましては、歳出に係る補正予算の説明として後ほど建設課より説明がでございます。

東日本大震災復興交付金の歳入に係る説明は以上で終わりでございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、主要事業説明資料1をお開きください。

2款1項15目、地上デジタル放送ケーブル移設事業の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は8ページになります。

今回の補正につきましては、宮城県が実施する松島公園津波防災緑地整備事業での公園内の電線地中化に伴い、電力・NTT柱に配線してある地上デジタル放送ケーブルの移設を行うものであります。移設は、電線と同様に上空に配線してある光ケーブルを道路の下に埋設す

るもので、さや管の埋設を行い、その中に光ケーブルの設置を行います。

事業概要であります。工事請負費は300万円、地上デジタル放送ケーブル移設工、光ケーブル120メートル及び防護管120メートルを地下に埋設するものです。

財源内訳であります。その他300万円につきましては、事項別明細書6ページ、22款5項2目雑入5節補償金に記載しております宮城県からの移転補償金でございます。

次ページの資料をお開きください。

位置図でございます。移設区間につきましては、現在建設中の松島離宮入り口部から宮城県公園管理事務所入り口部手前までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 主要事業説明資料の2をお開き願います。

4款1項2目、予防接種事業、風疹の追加的対策の補正についてご説明いたします。

事項別明細書は12ページになります。

この事業は、風疹の感染拡大による妊婦や胎児へのウイルス感染を防ぎ、先天性風疹症候群の発生を予防する目的で行います。

事業の内容は、風疹の予防接種を受ける機会がなかった年代の男性を対象とし、抗体検査及び予防接種を行うものです。

事業の期間は、平成31年4月1日から令和4年3月31日の3年間です。

対象者630人に対し今年度は抗体検査130人、予防接種26人の実施を見込んでおります。

歳出補正額は、事業費として抗体検査や予防接種に係る委託料120万円、財源として感染症予防接種事業費等国庫補助金62万7,000円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 次ページ、主要事業説明資料3をお開きください。

6款1項4目、農道路面補修事業の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は13ページになります。

今回の補正につきましては、歳入で説明がありました東日本大震災復興交付金の第25回申請が認められた農道舗装補修工事について補正を行うものであります。

事業概要でございます。工事請負費は8,960万4,000円でありまして、農道弁天1号線、延長1,350メートルの舗装補修を行うものです。

財源内訳であります。財源表中のその他につきましては東日本大震災復興交付金で補助率80%、一般財源につきましては95%が震災復興特別交付税の交付対象となっております。

次ページの平面図をお開きください。

舗装補修箇所は、赤線部分の手樽地区国道45号と県道奥松島・松島公園線を結ぶ道路の県道側、農道弁天1号線であります。

舗装補修は、車道部全幅員7メートルの舗装打ちかえを行いますが、歩道部は、大型車両通行による損傷の補修ですので、事業の性質上、実施できないものであります。通常の補修工法では、アスファルト舗装を剥ぎ取り、再度アスファルト舗装を行います。今回の補修工法は、右下断面図のように現在のアスファルト舗装を砕きながらセメント及びアスファルト乳剤をまぜ、攪拌、転圧を行い、その上に5センチメートルのアスファルト舗装を行います。これにより、今ある舗装より5センチメートル舗装面が高くなりますが、舗装の強度が上がる補修を行います。昨年度、北部地区で実施しました農道補修と同じ工法であります。

工事実施につきましては、契約関係が順調に進めば令和2年3月からの着手と考えております。しかし、今年度完成は難しいと考えておりますので、繰り越し工事となる予定でございます。

農道路面補修事業につきましては以上であります。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料4をお開きください。

8款2項2目、町道路面補修事業の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は15ページになります。

補正につきましては、農道路面補修同様であります。東日本大震災復興交付金の第25回申請で認められた町道舗装補修工事について補正するものです。

工事概要でございます。工事請負費は7,091万円でありまして、町道手樽・富山駅線延長1,380メートルの舗装補修を行うものです。

財源内訳であります。財源表中のその他につきましては東日本大震災復興交付金で補助率80%、一般財源につきましては95%が震災復興特別交付税の交付対象となっております。

次ページの平面図をお開きください。

舗装補修箇所は、赤線部分、町道手樽・富山駅線の県道奥松島・松島公園線から銭神漁港までの区間であります。県道から手樽海浜公園まで650メートル区間は全断面補修、海浜公園前730メートル区間は駐車場側の半断面補修を行うものです。舗装補修は農道補修と同様の工法で行いますが、半断面区間では5センチ高くなりますと補修しない半断面と高さが合わなく

なりますので、セメント及びアスファルト乳剤攪拌後、表面を5センチすき取り、舗装を行います。町道区間につきましても歩道がありますが、事業の性質上、歩道の補修は行いません。施工幅といたしましては、全断面区間で7.0メートル、半断面区間で3.5メートルであります。

工事実施につきましては、農道同様に契約関係が順調に進めば令和2年3月からの着手と考えております。しかし、今年度完成は難しいと考えておりますので、繰り越し工事となる予定でございます。

町道路面補修事業につきましては以上でございます。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料5をお開きください。

8款2項3目、高城・磯崎地区避難路整備事業の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は15ページになります。

今回の補正につきましては、高城・磯崎地区避難路整備事業の工事費について、東日本大震災復興交付金第25回申請で変更申請が認められたことから工事費を補正するものであります。

工事概要の①(1)工事請負費は1億10万円でありまして、町道磯崎・高城町駅線避難道路整備工事480メートルを実施するものでございます。

次ページの資料をお開きください。

町道磯崎・高城町駅線につきましては、赤で着色をしております磯崎踏切から県道奥松島・松島公園線までの路線でございます。計画幅員の道路幅6メートルに整備を行いますが、拡幅区間につきましては稲荷神社の割山より県道までであります。なお、拡幅の中で一部6メートル未満で整備するところがございます。

高城・磯崎地区避難路整備事業につきましては以上であります。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料6をお開きください。

8款2項3目、町道上竹谷・高城線外11路線避難道路整備事業の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は同じく15ページになります。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金第25回申請で変更申請が認められたことから、工事費を補正するものであります。

工事概要の①(1)工事請負費は9,340万円でありまして、町道華園団地幹線ほか避難道路整備工事805メートルを実施するものでございます。

次ページの資料をお開きください。

町道華園団地幹線ほかにつきましては、赤で着色をしております白萩避難所より華園団地内を通り松の杜団地までのルートであります。華園団地より松の杜団地まで220メートル区間は道路新設を行う整備路線です。計画幅員であります道路幅6メートルに整備を行うものであります。道路新設区間以外は道路幅が6メートルありますので、避難誘導施設の設置を行うものであります。

町道上竹谷・高城線外11路線避難道路整備事業につきましては以上になります。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料7をお開きください。

11款1項1目、農地災害復旧費の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は18ページになります。

今回の補正につきましては、台風第19号で被災した農地の町単独災害復旧工事を補正するものであります。

台風第19号の農地災害復旧工事については、補助災害復旧の災害査定が12月23日から令和2年1月まで実施予定であります。来期の耕作にできる限り影響が出ないように、単独災害復旧分を先行して実施したいと考えております。

単独災害復旧の箇所につきましては、水田36カ所、畑3カ所を予定しております。

財源内訳であります。その他970万円につきましては単独災害復旧事業債であります。

資料の1ページ、2ページにつきましては、被災箇所の単独災害復旧予定箇所でございます。箇所につきましては今後増減があるかと思いますので、再確認をしながら復旧してまいりたいと考えております。

農地災害復旧費につきましては以上でございます。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料8をお開きください。

11款1項2目、農業用施設災害復旧費の補正につきまして説明いたします。

事項別明細書は同じく18ページになります。

今回の補正につきましては、台風第19号で被災した農業用施設の町単独災害復旧工事費を補正するものであります。

農業用施設も農地同様、来期の耕作にできる限り影響が出ないように、単独災害復旧分を先行して実施したいと考えております。

単独災害復旧箇所につきましては、ため池14カ所、水路58カ所、農道27カ所、揚水機場4カ所、橋梁1カ所を予定しております。

財源内訳であります。その他2,490万円につきましては単独災害復旧事業債であります。

資料の1ページ、2ページにつきましては、被災箇所の単独災害復旧予定箇所でございます。農地災害同様に箇所につきましては今後増減があるかと思いますので、再確認を行い復旧してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を2時15分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第46 議案第123号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第46、議案第123号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第123号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、台風第19号に伴う被災者の一部負担金免除等事務に係る時間外勤務手当及び平成30年度保険事業の精算による保険給付費等交付金返還金について補正するものであり、それらの財源を精査し、一般会計繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第47 議案第124号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第47、議案第124号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第124号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案

理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の補正をするものであり、その財源を精査し、一般会計繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第48 議案第125号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第48、議案第125号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第125号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するもののほか、平成30年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の確定による精算金を補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。また、介護予防教室業務について債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第49 議案第126号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第49、議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年6月29日に観瀾亭・松島博物館内において発生した臨時職員の公務災害について、令和元年9月6日付公務災害認定通知書に基づく災害補償費及

び予備費を補正するものであり、財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。また、福浦橋通行管理業務について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回の補正につきましては、観瀾亭勤務の臨時職員に係る公務災害発生等に伴うものでございます。

令和元年6月25日4時15分ごろ、観瀾亭博物館において食材補充業務のため館内の冷蔵庫のある部屋まで向かっていたところ、経路上の床一部、ジオラマの工事中に伴い1.8メートルほど空洞になっており、安全対策による柵の設置等落下防止措置がなされていなかったこと及び館内の電気を点灯せず薄暗い中での移動となったことから、空洞箇所に落下し、空洞底に右足と背中をぶつけ負傷しました。当日すぐに病院を受診し、レントゲン検査で右足親指の骨折と診断され、一時帰宅をしました。7月1日には背中が痛むことから再度レントゲン検査を行い、第12胸椎を圧迫骨折している診断を受け同日入院、7月3日にMR I検査を行い、最終的には右足親指の骨折及び第9胸椎並びに第12胸椎圧迫骨折との診断を受け、7月12日までの12日間の入院による治療を受けたところであります。退院後は通院によるリハビリを実施し、10月25日の受診にて治療が一段落したことを受け、今回けがに伴う入院費用等に係る療養補償費等について補正予算に計上いたしました。なお、その後、けがに伴う定期的な通院は継続しているところでございます。

補正予算に計上した内訳についてでございますが、5節災害補償費は9月6日付公務災害認定通知書に基づき、けがに伴う療養補償費として病院、薬局へ支払うものとなっております。

29節予備費は、6月29日から10月25日までの休業補償、休業援護金として37万7,000円、治療用具3万3,000円、通院に係る交通費1万7,000円の計42万7,000円については支払い済みとなっております。予備費の当初予算計上額50万円とするものとなっております。

また、債務負担行為補正において、福浦橋通行管理等業務を追加するものであり、業務内容は福浦橋の通行券対応業務及び厨房を活用した調理等業務について、令和2年から令和4年の3年間、業務を委託するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第50 議案第127号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第2号) について (提案説明)

○議長 (阿部幸夫君) 日程第50、議案第127号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第127号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の土地売払収入について補正し、松島区有財産へ積み立てするものであります。

なお、資料につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (阿部幸夫君) 佐藤財務課長。

○財務課長 (佐藤 進君) それでは、議案第127号松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の概要につきましてご説明させていただきます。

売り払い場所等につきまして、資料を添付しておりますので、資料をごらんいただきたいと思っております。

売り払い場所等につきましては、JR松島海岸駅から利府町方面へ向かう県道赤沼・松島線と町道松島海岸・湯ノ原線の間で、びすとろアバロン脇の区有地であり、赤色枠どり部分の松島字三十刈55番4及び松島字三十刈26番38の2筆でございます。各地盤の面積等につきましては資料に記載のとおりであります。区有地合計で898平米を売り払いしたものでございます。

また、2筆の区有地の間に黄色枠どり部分の三十刈74番、163平米の土地がございますが、本土池についても売り払いしており、合計で1,061平米を売り払いしております。

なお、黄色枠どり部分の三十刈74番の土地売払収入部分につきましては、赤道からの売り払いであるため、議案第122号令和元年度松島町一般会計補正予算 (第5号) の18款財産収入2項1目不動産売払収入の補正予算に計上しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 (阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第51 議案第128号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第3

号) について (提案説明)

○議長 (阿部幸夫君) 日程第51、議案第128号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第128号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費のほか消費税及び地方消費税額の確定に伴い補正するものであり、それらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第52 議案第129号 令和元年度松島町水道事業会計補正予算 (第1号) について (提案説明)

○議長 (阿部幸夫君) 日程第52、議案第129号令和元年度松島町水道事業会計補正予算 (第1号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第129号令和元年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告等に伴う人件費について補正するものであります。これにより水道事業費用の総額を5億6,813万1,000円、資本的支出の総額を8億1,308万9,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減災積立金取り崩し額802万1,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,044万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,989万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第53 議案第130号 工事委託に関する協定の締結について (提案説明)

【東北本線塩釜・松島霞ヶ浦踏切安全対策工事委託】

○議長 (阿部幸夫君) 日程第53、議案第130号工事委託に関する協定の締結について (提案説

明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第130号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、東北本線塩釜・松島間、霞ヶ浦踏切安全対策工事を東日本旅客鉄道株式会社仙台支社と工事委託協定を締結するものであります。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部幸夫君) 赤間建設課長。

○建設課長(赤間春夫君) それでは、東北本線塩釜・松島間、霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定につきまして説明いたします。

霞ヶ浦踏切は、松島字霞ヶ浦地区にある東北本線上り線・下り線を横断する踏切でございます。東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備事業として拡幅整備をJR東日本仙台支社と協議してまいりましたが、現在の踏切が歩行者用であることから、車両の通行及び踏切幅の拡幅はできない協議結果となりました。しかし、現在の踏切は通行者の利便性が悪いことから、踏切の安全対策として整備を行うものでございます。

整備内容といたしましては、歩道有効幅の確保、遮断機の設置、路面の整備であります。

資料の1ページ目をお開き願います。

安全対策工事の全体工程であります。

工事につきましては、令和元年度、令和2年度の2カ年により実施するものであります。今年度は契約準備及び信号回路等の設計を行う計画であり、本格的な着工は、信号設備が4月、軌道整備が5月の計画です。また、軌道整備の期間は5月より9月までの計画であります。霞ヶ浦地区につきましては迂回路が遠くなりますので、踏切通行どめ期間及び時間帯について現在JRと調整中でございます。

資料の2ページ目をお開き願います。

安全対策の計画概要図であります。平面図をごらんください。

図面上が松島海岸駅側、図面下が西行戻しの松公園側、図面左が松島方面、図面右が仙台方面でございます。

踏切幅につきましては、現況で最小幅1.0メートルの踏切を有効幅員で2.0メートルに拡幅を行うものです。現在位置に拡幅を行います。線路部分にコンクリート製の接続軌道ブロックを設置し、その前後に同じくコンクリート製の舗装ブロックを設置するものです。また、上り線と下り線の間はアスファルト舗装を行います。それから、現在は遮断機がありませんが、遮断機を新設するものでございます。

協定金額は8,974万8,000円、令和元年度分がゼロ円、令和2年度分が全額の8,974万8,000円であります。

協定の相手方につきましては、仙台市青葉区五橋1丁目1番1号、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社でございます。

なお、工期につきましては、令和3年3月末までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第54 議案第131号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託】

○議長（阿部幸夫君） 日程第54、議案第131号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第131号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、平成30年6月11日定例会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました。仙石線高城町・手樽間、第2磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託に関するものであります。工事が令和元年12月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、仙石線高城町・手樽間、第2磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託に関する変更協定の締結につきまして説明いたします。

第2磯崎踏切拡幅につきましては、現在の踏切を仙台側に拡幅するものですが、拡幅部分に水路がありますので、水路改修を行い、踏切を拡幅するものです。

今回変更の工事委託協定につきましては水路改修分でありまして、平成30年6月議会で議決をいただき、平成30年度から令和元年度まで2カ年の債務負担により実施しているものでございます。別協定であります踏切拡幅につきましては工事中であります。本協定部分が令和元年12月で完成しますので、精算変更を行うものです。

資料の1ページ目、工事費精算額調書をお開きください。

工事委託の内訳であり、各項目ごとの現協定額、変更協定額、差額であります。表の左端に縦書きで水路施設、鉄道施設と大きく分けております。2段目の備考欄に①と記載しております土木工事費につきましては、雨水管渠工、管渠基礎工、上水道管、下水道管移設工及び水路埋め戻し等の費用であります。7段目の備考欄に②と記載しております負担金工事につきましては、電力設備、信号通信設備の鉄道施設改修費であります。下から3段目、備考欄に③と記載しております補償金工事につきましては、既設橋梁撤去等の鉄道施設撤去費であります。当初計画の工事内容より雨水管渠基礎工、線路の停電作業日数の減による保安費の減額、それからJR東日本と請負業者の契約差金並びにJR東日本の管理費につきまして減額となったものであります。

1段目の総額につきましては、各工事費の合計であります。水路改修土木工事費で3,108万円896円の減額、鉄道施設負担金工事で846万9,291円の減額、鉄道施設補償金工事で891万9,780円の減額、全体総額で4,846万9,971円の減額。減額率は45.9%減でございます。

資料の2ページ目、計画変更図をお開きください。

踏切につきましては、白萩団地入り口部にある踏切ですが、図面左が高城町駅方面、図面右が美映の丘方面、図面上が高城方面、図面下が磯崎方面となっております。

工事につきましては、橋梁形状になっている水路部分について、内径600ミリメートルの雨水管渠を布設し、橋梁を撤去するものです。当初からの変更につきましては、右下の断面図にあります。雨水管渠基礎工のH鋼ぐいについて、くい長が6.8メートルより1.5メートルに短くなり、H鋼のサイズも300幅から100幅に変更となっております。その分、くい本数が8本から34本にふえたものであります。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第55 議案第132号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【磯崎第二雨水ポンプ場の復興事業及び高城浜雨水ポンプ場の災害復旧に係る建設工事委託】

○議長（阿部幸夫君） 日程第55、議案第132号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第132号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、平成29年12月18日定例会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました磯崎第二雨水ポンプ場の復興事業及び高城浜雨水ポンプ場の災害復旧に係る建設工事委託に関するものであります。工事が令和2年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第132号工事委託に関する変更協定の締結についてご説明申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、磯崎第二雨水ポンプ場の復興事業及び高城浜雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関するものでございます。工事が令和2年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものでございます。

現協定額でございます14億6,300万円から変更協定額12億7,000万円とし、1億9,300万円を減額するものでございます。

内訳につきましては、資料を添付しております。資料1をお開きいただきたいと思っております。あわせて、資料2は位置図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。資料1をごらんいただきたいと思っております。

今回の変更協定に係る内訳でございますが、磯崎第二及び高城浜雨水ポンプ場の土木工事費については工法等の変更により増減が出ておりますが、建築及び機械・電気設備工事につきましては減額となっており、全体としておおむね1割ほどの減額となったものでございます。

増減の主な理由でございます。まず磯崎第二雨水ポンプ場の土木工事費につきましては、当

初設計では放流渠工を施工するに当たり、開削により矢板の打設を行い、放流渠を布設するというを想定していたところでございますが、現地調査の結果、施工箇所が軟弱地盤であり、矢板打設等による振動で近接住宅等に影響が出ることが見込まれたことから、開削から推進工に工法を変更したことにより増額になったものでございます。また、機械・電気設備工事費につきましては、最終仕様により工事発注をしたところ請負差額により減額となったものでございます。

次に、高城浜雨水ポンプ場の土木工事費につきましては、当初設計では躯体工をくい及び地盤改良工法で計画しておりましたが、施工前に試掘を行った結果、地盤改良を行うことなく、くい基礎工が可能となったことから減額となったものであります。また、機械・電気設備工事費につきましては、磯崎第二雨水ポンプ場と同様となりますが、最終仕様により工事を発注したところ請負差額により減額となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事運営上、暫時休憩といたします。議員の皆様はそのまま結構でございます。

午後 2 時 4 2 分 休 憩

午後 2 時 4 3 分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第 5 6 議案第 1 3 3 号 松島町固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第56、議案第133号松島町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第133号松島町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

固定資産税の賦課に係る固定資産の適正な評価及び価格の決定を補助するため、松島町固定資産評価員を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案書の最終ページに参考資料を添付しておりますので、参考資料をお開き願いたいと思います。

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第1項に「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置する」と規定しており、松島町町税条例第76条で「固定資産評価員の数は1人とする」と規定しているところでございます。

本町におきましては、これまで地方税法第404条第4項の「市町村は、固定資産税を課される固定資産が少ない場合においては第1項の規定にかかわらず固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる」との規定により運用してきたところでございます。

しかしながら、平成29年度決算審査特別委員会でのご指摘等を踏まえ、宮城県への確認や他自治体の状況など調査検討を行ってきたところでございます。

その結果といたしましては、地方税法第404条第1項及び松島町町税条例第76条に基づき、固定資産評価員1人を議会の同意を得て設置しなければならないことが判明いたしました。このため、今回地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任同意の議案を提案させていただくものでございます。

固定資産評価員につきましては、非常勤特別職として設置しますが、市町村の特別職もしくは一般職が兼職することも可能であり、通常、市の場合は税を所管する担当部長、町村においては副町長もしくは税務事務の経験のある課長等の職の職員が兼職しているところが多い現状にあります。

このことを踏まえ、本町においても財務課長の経験もある副町長の熊谷清一氏に兼職していただくようになったところでございます。

なお、法令において固定資産評価員の任期の規定はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 確認ですが、先ほどお話しいただいたというか、説明された中で、平成29年の決算委員会で、このときにお話しいただいたということですが、ちょっと教え

ていただきたいと思いますが、地方税法第404条第4項の市町村の固定資産税を課される固定資産が少ない場合、いわゆる課税対象となる固定資産が少ない場合ということで見ているケースで、これとて議決を必要とするというのは大体理解しているところなんですけれども、少ないというのはどういった、ボリューム的に見ているんですかね、その辺の考え方というのは何か凡例的な、あるいは実務提要上で示されているんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず固定資産評価員の件で平成29年度の決算審査特別委員会でのご質疑を受けて、その辺で私たちも「固定資産の少ない場合」ということで、どのくらいが少ないのかということでもいろいろ調べました。ただ、具体的には面積なのか戸数なのか、凡例とか実例がないということも踏まえて、町といたしましてはそういう実例、凡例がない以上、今回法律及び条例に合わせて設置するというので、少ない数の凡例がないということです。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第133号の採決を行います。

採決の方法については無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、9番太齋雅一議員、10番後藤良郎議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。事務局長。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

9番太齋雅一議員、10番後藤良郎議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君） それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票はありません。

可とするもの、賛成です、13票。

否とするもの、0票。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員であります。議案第133号松島町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君） 本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は12月16日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時00分 散 会